



町からみなさんへの大切なお知らせです。



猫の飼い主のみなさんへ

問 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

猫は年2回以上繁殖し、毎回数匹の子猫が生まれます。もらい手のいない子猫を増やさないためにも、次のことを心がけてください。

・不妊・去勢をしましょう。

生殖器に起因する病気を予防し、繁殖に関する問題行動を抑制することもできます。

・飼い猫以外にえさはやらない。

「かわいそう」と思った一時の感情でえさを与えると、繁殖が容易になり野良猫の増加につながります。絶対にえさは与えないようにしましょう。

・屋内飼育に努めましょう。

屋内飼育をすることで、交通事故や伝染病の感染などの危険から守ることができます。またふん尿による近隣トラブルを起こさないで済みます。



税

平成30年度固定資産税のお知らせ

問 町民税務課 税務係 (内線 1302)

山木屋地区の固定資産税(土地および家屋)は、平成23年度から平成29年度まで課税免除としてきました。平成29年3月31日の避難区域解除に伴い、平成30年度からは課税となりますが、平成30年度から平成32年度の3年間は、2分の1を減額した額で課税されます。平成33年度からは通常課税となります。

また、川俣町内の家屋は、原子力災害の影響により平成24年度から3割減額して課税してきましたが、平成30年度からは通常の課税に戻ります。

固定資産税課税台帳の縦覧について

問 町民税務課 税務係 (内線 1302)

固定資産税課税台帳の縦覧を行います。料金はかかりませんので、ぜひこの機会にご自身の資産(土地・家屋)をご確認ください。

■期間 5月31日(木)まで

午前8時30分～午後5時15分

■場所 町民税務課税務係

■縦覧できる場所 納税義務者(同一世帯の親族含む)、納税管理人、相続人、成年後見人

■持参するもの 印鑑、身分証明書(運転免許証、健康保険証など)

平成30年度町県民税の減免について

問 町民税務課 税務係 (内線 1303)

震災当時山木屋地区に住所のあった方の町県民税は、前年度同様に下表の区分に応じて減免となります。

前年中の合計所得金額	減免の割合
500万円以下の方	全額減免
500万円を超え750万円以下の方	2分の1減免
750万円を超え1,000万円以下の方	4分の1減免

※合計所得金額が1,000万円を超える方については、減免措置はありません。

身体等に障がいのある方の軽自動車税の減免について

問 町民税務課 税務係 (内線 1303)

身体等に障がいのある方が軽自動車を所有している場合、一定の条件に該当すれば、軽自動車税が減免になります。標記担当まで申請してください。

※複数台所有の場合は、1台に限り減免となります。

■持参するもの

①平成30年度軽自動車税納税通知書

②身体障がい者等の手帳

③運転免許証

④印鑑

⑤車検がある車種の場合は自動車検査証

⑥申請者の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの(通知カード等)

■申請期限 5月24日(木)まで

自動車税の納期限は5月31日です

問 町民税務課 税務係 (内線 1303)

自動車税の納期限は5月31日(木)です。コンビニでも納付できます。自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者(または使用者)に課税される県の税金です。平成30年度の自動車税納税通知書は、5月上旬に福島県各地方振興局から一斉に送付されますので、最寄りの金融機関またはコンビニ等で納期限の5月31日(木)までに納税されますようお願いいたします。また、自動車を譲渡したとき、使用しなくなったとき、住所を移転したとき等は、お早めに運輸支局等で登録手続きをすませましょう。

【自動車税の問い合わせ先】

福島県北地方振興局県税部 自動車税チーム
Tel 024-521-2702

【自動車登録事項等の問い合わせ先】

東北運輸局福島運輸支局
Tel 050-5540-2015





暮らし

町営住宅入居者を募集します

問 建設水道課 管理係（内線 1603）

- 募集期間 5月1日（火）～5月15日（火）
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 対象住宅と戸数
 - ①中道団地（飯坂字中道）1戸
 - ②壁沢団地1号棟（字壁沢）5戸（3・4・5階）
 - ③壁沢住宅2号棟（字壁沢）5戸（4・5階）
 - ④ふもとがわ団地1号棟（大字鶴沢字笛田）2戸（3・4階）
 - ⑤ふもとがわ団地2号棟（大字鶴沢字笛田）4戸（2・3・4階）
 - ⑥賤ノ田団地（字賤ノ田）5戸（1・3・4・5階）

※壁沢住宅2号棟については、UIターン者・新婚世帯への優先選考（以下の入居条件を満たした場合で、入居期間が最長10年間の条件）があります。
- 間取り・設備 各団地で若干異なりますので、問い合わせください。
- 入居条件
 - ①現に住宅に困窮している方。
 - ②税、その他の使用料等の未納がないこと。
 - ③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者等も含む。
 - ④単身入居の資格が認められる者は満60歳以上。（60未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください。）
 - ⑤収入基準は、所得月額158,000円以下であること（収入のある方全員です）。ただし、裁量世帯（入居者が障害者等）の場合は214,000円以下。
 - ⑥入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
 - ⑦入居者が暴力団員でないこと。
- 家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります。
- 駐車場 原則1戸に1台。
- 受付場所・問い合わせ 標記担当まで。

ジョブプランナーによる就職相談会

問 産業課 商工交流係（内線 1505）

- 県内事業所に就職を希望する方を対象に、ふくしま生活・就職応援センターの相談員（ジョブプランナー）による就職相談会を開催します（相談無料）。興味のある方はお気軽にお越しください。
- 日時 5月24日（木）午後1時～3時
 - 場所 役場 相談室1（1階）
 - 対象者 川俣町内に居住する方、原発事故の影響で川俣町内に避難されている方
 - 申し込み 不要（事前予約も可能です）

側溝清掃の実施予定について

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

- 町民みなさんのご協力をお願いいたします。
- 日時 6月3日（日）午前6時～7時
 - 場所 川俣旧町内、鶴沢の一部、福沢の一部、飯坂の一部

ペットのフンは飼い主が責任を

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

- 犬のフンが、道路、公園、河川、庭や田畑などに放置されている事例は後を絶ちません。自分の家の前、いつも歩いている道、遊びに行った公園で犬のフンがあったらどう思いますか？ 他人の迷惑にならないように飼うのは、飼い主の義務です。飼い主は以下のことを守ってください。
- ・飼犬を散歩させる時にはフンを後片付けできる道具を携帯する。
 - ・散歩中に飼犬がしたフンは、必ず飼い主がその場で拾い、自宅に持ち帰る。
 - ・放し飼い、放し散歩はしない。



広告かわまた PR

広告掲載

- 広告は広告主の責任により掲載しています。詳細は広告主までお問い合わせください。 -